

# 獣医学臨床教育の改善（参加型臨床実習の在り方） に関する関係者懇談会の概要

**I 日 時** 平成22年2月24日（水） 13:30～16:30

**II 場 所** 日本獣医師会会議室

## III 出席者

### 【農林水産省】

鋤柄卓夫 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

栗栖輝光 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

### 【文部科学省】

伊藤史恵 高等教育局専門教育課課長補佐

### 【全国大学獣医学関係代表者協議会（全獣協）】

吉川泰弘 会長（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

### 【国公立大学獣医学協議会（国公立協）】

尾崎博 副会長（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

### 【私立獣医科大学協会（私学協）】

酒井健夫 会長（日本大学総長）

政岡俊夫 獣医学教育整備特別委員会委員長（麻布大学学長）

伊藤伸彦 幹事（北里大学獣医学部長）

### 【日本獣医学会（日獣学会）】

中山裕之 常任理事（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

### 【全国大学動物診療施設運営協議会（運営協議会）】

織間博光 会長代理（日本獣医生命科学大学獣医学部教授）

### 【日本獣医師会（日獣）】

山根義久 会長

中川秀樹 副会長

大森伸男 専務理事

細井戸大成 職域理事（小動物担当）

## IV 議 事

### 【説 明】

- 1 懇談会開催の趣旨
- 2 獣医学臨床教育の改善に向けて（参加型臨床実習の在り方）
  - (1) 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の現状と今後の対応等
  - (2) 「獣医事審議会計画部会」等における検討の現状と今後の対応等
- 3 獣医学臨床教育改善の現状と参加型臨床実習導入に当たっての考え方等
  - (1) 全国大学獣医学関係代表者協議会・国公立大学獣医学協議会
  - (2) 私立獣医科大学協会
  - (3) 日本獣医師会

### 【意見交換等】

- 1 想定される論点等
- 2 意見交換

## V 会議概要

### 【山根会長挨拶】

冒頭、山根会長から以下の挨拶が行われた。

- 1 診療の質の確保のための獣医学臨床教育の重要性については関係者が共通して指摘するところである。文部科学省において進められている「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」での検討においても臨床分野の教育の改善・充実が必要との意見が多く出されている。
- 2 近年、家庭動物の重要性が増す中、診療の質の確保に対する社会的要求は高まっている。獣医師の質の向上のためには獣医師免許取得後間もない新卒者であっても一定の診療レベルを提供できるだけの教育を大学は行うべきであり、その手段として参加型臨床実習が必要である。
- 3 参加型臨床実習の導入を巡っては、獣医師法第17条に定められている診療行為の制限をめぐる法令解釈の問題がこれまで壁となってきた。
- 4 獣医学と同様に6年制の教育が行われている医学、歯学、薬学の分野では、すでに同様の法令上の問題等をクリアしたうえで体制が整備され、参加型臨床実習の導入が進んでいる。
- 5 農林水産省獣医事審議会計画部会においても参加型臨床実習についてワーキンググループを設けて検討が進められることとなったが、その実現に向けた検討にあたってまずは関係者が共通認識を持つことが重要であり、本日意見交換の場が設けられたことは大変意義深い。率直な意見交換により、共通理解が促進されることを期待する。

## 【説 明】

### 1 懇談会開催の趣旨

大森専務理事から、資料に基づき懇談会開催の趣旨が説明された。

- (1) 獣医学教育の改善を図る上で従前から強く求められてきた課題として、卒前の獣医学臨床教育において、より実践的能力を培うための臨床実習の質の確保の問題がある。
- (2) 医学・歯学教育、また、最近において薬学教育分野においては、既に卒前の臨床実務教育改善の観点から、①モデル・コア・カリキュラムの整備、②臨床実務実習開始に当たっての学生の事前評価システム、③臨床実務体験を含む卒前実習の実施、④①～③を前提とした国家試験の実施までの一連の実施体制が体系的に整理され運営されている。
- (3) 獣医学臨床教育に関しては、①その改善に向けての方策等について、文部科学省「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」における協議・検討が開始されるとともに、②農林水産省「獣医事審議会計画部会」においても、臨床実習の充実の観点からいわゆる「参加型臨床実習」の在り方等についての論議が開始されると聞いている。
- (4) 一方、獣医学臨床教育の改善に向けての大学における自主的取り組みについては、大学附属家畜病院（動物医療センター）の施設・設備の整備等が各大学において逐次開始されているほか、私立獣医科大学協会においては臨床教育及び動物病院運営等について大学間の相互評価が継続して行われ、また、全国大学獣医学関係代表者協議会においては、東京大学を中心に各大学関係者の参加と日本獣医学会の協力を得て、文部科学省の指導の下でモデル・コア・カリキュラム整備に向けての取り組みが開始された。また、文部科学省の支援の下で複数の大学間での獣医学教育の連携・共同課程が試みられつつある。
- (5) 獣医学臨床教育の充実を図る上で「参加型臨床実習」の取り組みは、大学をはじめ関係者から切望されてきたが、その体系的実施に当たっては、医歯薬分野と同様に法令上の課題への対応を含め、実施体制の条件整備を行うことが求められる。今後、農林水産省における条件整備等に向けての検討が行われるに当たり、関係する課題等について関係者の共通的理解を醸成することは、有意義である。
- (6) 今回、日獣においては、以上の事情を踏まえ、大学関係者等の要望を受け、農林水産省、文部科学省をはじめ、獣医学系大学関係団体、獣医学術団体の代表者に参集していただき、懇談会を開催して意見交換を行うこととした。
- (7) なお、「参加型臨床実習」とは、「見学型臨床実習」と対比されるものであり、①大学の獣医学臨床教育課程（卒前の獣医学臨床教育）において、②獣医師免許取得前の学生に対し飼育動物に対する診療の行為を一定の条件下において実地に体験させるこ

とを含むものと理解する。

## 2 獣医学臨床教育の改善に向けて（参加型臨床実習の在り方）

### （1）「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の現状と今後の対応等

ア 文部科学省 伊藤課長補佐から以下の説明があった。

（ア）一昨年12月より、「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（以下、「協力者会議」という。）」で今後の獣医学教育改善の在り方について議論を進めてきたが、昨年9月以降、活動が止まっている。政権交代により、中央教育審議会についても在り方の議論が見直される中、協力者会議についても今後の動きを注視することとして開催が延期されてきたことによるものである。

（イ）1月末の国会において獣医学教育の今後の在り方に関する質問があり、文部科学大臣から「昨年12月末に「新成長戦略（基本方針）」が定められ、具体的な内容について本年6月末を目途に検討を進めているところである。その中に「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」という柱があるが、この観点からも感染症の予防や食の安全の確保等、獣医師の果たす役割は重要である。獣医師養成の在り方についても、新たな視点から対応を検討してまいりたい」との答弁があった。こうしたことを受け、協力者会議についても検討再開の環境が整ったと考え、3月中の会議開催に向けて日程調整中である。

（ウ）昨年10月にパリで開催された獣医学教育に関する各国の獣医系大学長・学部長を対象としたO I E会議において今後の獣医学教育の取り組みについて活発に議論され、新たな疾病の予防等において獣医師の役割は大変重要であり、獣医学分野の評価やコア・カリキュラムの検討等を進める必要があるとされた。

（エ）各大学の取り組みについては、私立獣医科大学協会における相互評価の取り組みについて報告を受けている。

（オ）国立大学については今年1月、北海道大学と帯広畜産大学が平成24年度開講に向けて共同教育課程の設置に向けた検討を発表した。

（カ）そのほかにも、教育連携として鳥取大学、岐阜大学が京都産業大学と連携した取り組みを進めている。さらにいくつかの大学間で共同教育課程の設置や連携等について検討が進められている。獣医学教育の質を担保するためにスケールメリットは重要であると考えており、今後ともこうした動きが推進されるよう期待している。

（キ）獣医学教育における臨床教育実習については、協力者会議の小委員会でも検討され、応用系、臨床系が弱いことが指摘されている。農林水産省でも獣医事審議会でワーキンググループを設けて検討されるとのことであり、大いに歓迎したい。文科省としても積極的に協力しながら対応したい。

イ 山根会長から「北海道大と帯広畜産大の共同教育課程設置はすでに予算化されているのか。また、他の地域でも取り組みなどはあるのか」と質問され、伊藤課長補佐から、「平成24年からの実施ということで、現在はまだ予算化されていない。他地域での取り組みについては、検討している旨聞いている。」と回答された。

## (2) 「獣医事審議会計画部会」等における検討の現状と今後の対応等

農林水産省 鋤柄課長補佐から以下の説明があった。

ア 現在、獣医事審議会計画部会（山根部会長）では今後10年間の獣医療基本方針の策定を進めている。獣医療の質の向上は獣医療行政の大きな課題である。

イ 計画部会では、4つのワーキンググループを立ち上げて検討したが、その中で、獣医学生による臨床実習を行うに当たって実施可能な獣医療行為の範囲と条件の整備について、事務局に対して考え方の整理が求められた。

ウ これを受けて事務局において整理した結果として、平成21年度獣医事審議会第2回計画部会資料が示され、臨床実習の在り方に係る法令上の考え方と今後の検討について以下のとおり説明された。

(ア) 臨床実習において獣医学生が行う獣医行為（獣医師法第17条との関係）

a 獣医師法で無免許獣医業罪が設けられている目的は、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を防止することで、飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与することにある。

b したがって、獣医師の資格を有していない獣医学生の獣医行為も、その目的・手段・方法が、社会通念からみて相当であり、獣医師が行う獣医行為と同程度の安全性が確保される範囲内であれば、違法性はないと考えられる。

c 具体的には、大学が策定する指針により獣医学生に許容される獣医行為について、① 侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、② 獣医学教育の一環として一定の条件を満たす指導教官によるきめ細かな指導・監視の下に行われること、③ 臨床実習を行わせるに当たって事前に獣医学生の評価を行うこと、を条件とするならば、獣医学生が獣医行為を行っても、獣医師が獣医行為を行う場合と同程度に安全性を確保することができる。また、獣医学生が獣医行為を行う手段・方法についても、上記①から③の条件を加え、④飼育動物の所有者等の同意を得て実施することという条件も満たせば、社会通念からみても相当であると考えられる。

d したがって、獣医学生が上記に掲げた①から④の条件の下に獣医行為を行う場合は、獣医師法上の違法性はないといえる。

e なお、臨床実習において行われる行為が①から④までの条件を満たしているかの判断については、獣医学的知識を有する専門家の意見を踏まえて、個別具体的に判断されることが適当である。

(イ) 獣医学教育による臨床実習のあり方の検討について

a 趣旨

獣医事審議会計画部会における基本方針の検討の中で、獣医学教育における臨床実習を充実することの必要性が指摘されている。

この課題に対処するため、医学教育において、医学生が医行為を含む高度な臨床実習を行うことで教育効果を上げている現状を踏まえ、獣医学教育においても、獣医学生がより実践的な技能を習得する機会を充実させる必要がある。

このため、獣医事審議会計画部会の下に、ワーキンググループを設置し、臨床実習において獣医学生に許容される獣医行為と、その実施条件についての基本的な考え方を検討するものである。

### 3 獣医学臨床教育改善の現状と参加型臨床実習導入に当たっての考え方等

#### (1) 全国大学獣医学関係代表者協議会・国公立大学獣医学協議会

ア 全獣協 吉川会長から、以下の説明が行われた。

- (ア) 国立大学としては、教育年限が6年制になってから獣医学教育の改善の長い議論があり、スケールメリットを生かして再編統合を行うしかないという考えで30年近い運動をしてきたが実らなかった。
- (イ) その中、文部科学省の協力者会議で、従来のトップダウン的なものでなく、ボトムアップ的な考え方で各大学のシラバスについて見直し、社会のニーズに応えるために何が欠落しているか、といったことを詳細に検討してきた。
- (ウ) 検討では獣医学教育全般の見直しが必要とされ、現在モデル・コア・カリキュラムについて作成を進めているが、小動物診療分野だけではなく、産業動物診療に係る分野、公衆衛生に係る分野等、獣医師の役割が多岐にわたる中で、学生が行う実習の在り方をどうするのか、ということが課題である。その議論の中心にある方向性が参加型臨床実習である。
- (エ) 法令の解釈をめぐっては、農水省から先ほど「違法性なし」とされたが、大学関係者としての十分な検討は必要と考えている。
- (オ) 参加型臨床実習の実施に当たり、薬学等で行っている共用試験についても実現性を含めて調査を進めている。獣医学教育の改善については、私立大学が先行している感が否めないが、今後とも16大学全体として共通の問題として取り組みたい。

イ 国公立協 尾崎副会長から、資料に基づき以下のとおり説明された。

- (ア) 獣医学教育の課題をめぐる4つのキーワードとして、①コア・カリキュラム、②共通テキスト、③参加型臨床実習（臨床・公衆衛生）、④共用試験があげられ、これらが大学の自主的な取り組みとして進められるためには、行政、獣医師会、獣医学会等関係者のサポートが不可欠である。
- (イ) 獣医学をめぐる社会情勢の変化への対応や教育体制における古い体質からの脱却が必要とされる中、高等教育の質保証を進めることが求められており、その具体的手法としてコア・カリキュラムの策定、共通テキストの作成、共通試験の実施がある。
- (ウ) コア・カリキュラムとは、大学で学ぶ（学ばせる）べき共通到達目標であり、既に国家資格のある医歯薬学、看護分野ですでに作成されており、法学分野でも作業が始まっている。
- (エ) 現在、協力者会議での議論をもとに文科省補助事業として検討が進められ、講義科目として50科目、実習科目として23科目をあげている。獣医師国家試験よりは広く、平易なものとしたい。
- (オ) コア・カリキュラムは、一方では大学の自己点検・自己評価、あるいは外部評価

の基準となる。

- (カ) コア・カリキュラムに対応する共通テキストについては、獣医学会内に委員会を設置することを検討中である。
- (キ) 参加型実習については、臨床分野と公衆衛生分野における実務実習を柱に議論が進められ、平成21年秋にはいわゆる「田浦試案」が全国協議会に提出される一方、農水省における調査等も始められている。
- (ク) 公衆衛生分野の実習は、大学だけでは解決できない課題を内包しているので、国、地方自治体等との連携が必要である。
- (ケ) 共用試験については、4年次に行ういわば「仮免許試験」のようなものとして、医歯薬学分野では法人組織を設立して大学が自主的に実施している。試験成績も大学が独自に基準を設定して利用している。
- (コ) 獣医学における共用試験については、全国協議会が調査委員会を設置して検討を行っている。教育の質の確保や意識の向上とともに、違法性の阻却事由としても有用である。
- (サ) 今後、コア・カリキュラムの策定、共通テキストの作成、参加型臨床実習の方向付けが進められることとなろうが、全ての決定を今下したとしても実施は最短でも平成28年度となる。我々は10年後の獣医学教育は以下にあるべきかを考え、早急に検討を進めるべきである。

## (2) 私立獣医科大学協会

ア 私学協 酒井会長から、以下のとおり説明が行われた。

- (ア) 教育の充実に係る議論と参加型臨床実習の実現に係る議論を混同しないよう整理する必要がある。
- (イ) 平成9年に大学基準協会が「獣医学教育に関する基準」を定め、教員数72名以上の確保や自己点検・自己評価体制の整備等学部教育のフレームワークができた。
- (ウ) 平成13年には獣医師会が中心となって獣医学教育の充実の方向について議論し、「獣医学教育の在り方に関する懇談会（座長：黒川清日本学術会議副会長）」が答申を取りまとめた。ここでは「国際水準の獣医学教育」「国立大学の再編整備」をキーワードとして新たな日本の獣医学教育の整備が求められた。
- (エ) 平成16年の文部科学省「国立大学における獣医学教育に関する協議会」取りまとめでは、獣医学教育の改善の方向が示され、標準的カリキュラムや外部評価について示された。現在の協力者会議は、これを受けて議論を進めていると理解している。
- (オ) これまで、それぞれの取り組みの区切りごとに、取りまとめがあり今日に至っている。協力者会議では何がまとめられるかと考えると、コア・カリキュラムの整備と臨床教育の質保証であろう。そこで参加型臨床実習をどうするかという議論を進めなければならない。特に学生に対する臨床教育の整備充実は喫緊の課題であり、できることなら直ちにやらなければいけない。先ほど農水省から、獣医師法第17条との関係について、教育上は「違法性なし」としての取り扱いに安心した。今後早急に検討を進める必要がある。
- (カ) 臨床の充実としての参加型臨床実習の導入について、大学教育には、①教育の質

の保証、②安全性の確保（危険回避）、③責任体制の確保、④参加型臨床実習の質保証（教員の質保証、学生の質保証、飼育者に対する質保証、施設の質保証）の4点が求められている。

- (キ) 臨床実習を行う場所については、小動物診療については診療施設での臨床実習が可能な一方、大動物診療については大学では対応しきれない場合がある。家畜保健衛生所や農業共済組合等との協力によるインターンシップ型の実習が現実的である。
- (ク) 獣医学は医学・歯学の分野とは異なり、免許取得者のおよそ3分の1が公務員である。さらに獣医事に従事していない者が12%いる。この現実を理解したうえで、検討を進めなければいけない。

### (3) 日本獣医学会

ア 日獣学会 中山常任理事から、資料に基づき獣医学教育改善運動に係る獣医学会の役割が説明された。

(ア) 文部科学省、農林水産省、全獣協、日獣それぞれにおいて互いに連携しながら獣医学教育改善の検討が進められる中、現在日獣学会では16大学の代表者からなる獣医学教育改革委員会においてe-ラーニング、コア・カリキュラム、共通テキスト、共用試験についての検討をサポートしている。あわせて、参加型臨床実習の検討もサポートしている。

(イ) 平成21年9月には鳥取において第1回獣医学教育改革シンポジウムを開催した。本年3月には第2回のシンポジウムを開催予定である。

(4) 私学協 政岡獣医学教育整備特別委員会委員長から、以下の意見が述べられた

ア 検討のきっかけとして、「社会の要請に答えて」との言葉が使われるが、獣医師に対する社会からのニーズとは何かということについて深く検討されてはいないのではないか。

イ 各職域分野で必要とされていると思われることを指しているのだろうが、それぞれのイメージが違ったまま全体討議の中で纏めきれないのではないかと。

ウ 国内における獣医師のニーズと国際的な獣医師のニーズは相当乖離していることを認識する必要がある。これまでカリキュラムの議論はライセンス教育と一体に考えられてきた。しかし、現実にはライセンスを使っていない獣医師も相当数おり、ライセンスの有無に係らず知識と人材に対するニーズがあるケースもある。

(5) 私学協 伊藤幹事から、「私立大学は5大学しかないが、新卒獣医師全体の1/3を輩出している。責任を持って検討に協力する。」との意見が述べられた。

(6) 運営協議会 織間会長代理から「参加型臨床実習については農水省は獣医師法 17条の改正以外実現の方法はないとしてきたと記憶しているが、法令の解釈を変更したのか」と質問され、鋤柄課長補佐から、「農水省として法令解釈は変えていない。飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為を禁止する、というのが17条の趣旨である。むしろ心配なのは、参加型臨床実習として関係者個々の抱くイメー



ジが違うことである。今後の検討の中で共通理解を深められることを希望する。」と回答された。

## 【意見交換等】

### 1 想定される論点等

- (1) 大森専務理事から、今後参加型臨床実習に関する検討を進めていくに当たり想定される論点等の案としてあらかじめ整理された資料が示され、医・歯・薬学教育における取り組み体制の現状とともに説明された。

### 2 意見交換

- (1) 想定される論点等について出席者に自由な意見が求められ、各出席者による意見交換が行われた。発言の大要は以下のとおり。

#### ア 私学協

(ア) 診療の質の向上のために参加型臨床実習は必要であり、理想的な形としては共用試験の実施もあろうかと思われる。

(イ) 一方で、何か新たな取り組みを始める際には様々な困難が伴うという現実も理解する必要がある。指導者としての臨床教員の育成をどうするのか、全ての大学で共用試験を実施することが可能なのか等、人員の問題、施設・設備の問題、経費の確保の問題等クリアすべきことが多い。先ず、現状可能な範囲を見極めて、できるところから取り組む、その中で理想に近づくように関係者による運動を展開する、という柔軟性も必要である。

(ウ) 医学教育の分野では、厚生労働省による予算措置がなされたとのことだが、農林水産省としては同様の支援を考えているのか。

(エ) 医歯薬学分野で実施されているシステムにも問題点はあると思われるので、詳細に検討することは大切である。とかく「参加型実習＝共用試験」という話になりがちだが、そこは分けて考える必要がある。私立獣医科大学では平成14年から獣医学教育の総合評価を行っており、平成21年8月に取りまとめた報告書では、臨床教育の時間数や教員数等の項目において、5大学とも適正と評価されている。私立は協調と競争で改善への努力を続けている。国公立大学についても、同様の評価の実施により、まず足元を見ることも必要である。

(オ) また、共用試験については、実施することの意義は認めるが、現在の議論の中では、不合格となった者に対するフォローアップについての検討が不十分である。大学の責任として、学生の資質を認めて入学を許可したので、責任を持って卒業まで導くことが必要である。

(カ) 学内での厳しい進級管理と厳しい卒業認定により、輩出する新卒獣医師の質の保証をすることが必要である。そのためには、学生のみならず教える側の教員にもそれなりの覚悟が必要である。

(キ) 現実的には、各大学における教育現場の工夫と努力により、何らかの形で参加型臨床実習が実施されている。大切なのは、そこに何ら違法性がないこ

とを、法を所管する農水省はじめ関係者による共通理解として確認しておかねばならない。

- (ク) 今後、農林水産省においては獣医事審議会計画部会にワーキンググループを設置して検討を行うとのことだが、まとめられた検討結果は通知として関係者あてに発信していただきたい。必要に応じて関係者による運営協議会の設置や説明会の実施等による共通理解の醸成が必要である。
- (ケ) 課題に対し、全ての関係者が責任を持って対応することが大切であり、それなくして臨床教育の進展はない。今後に期待する。

#### イ 全獣協

- (ア) 現状をまずみつめた上で段階を踏んで議論を、とする意見はよく理解できる。
- (イ) 一方、各大学において不十分ながらも実質的に行われている臨床実習が違法行為であるかどうかという問題を曖昧にしたまま、なんとなく現状追認型で各大学ごとに参加型臨床実習を実施することには反対である。将来禍根を残すことになる。
- (ウ) 診療の質の保証が求められ、しっかりした形での参加型臨床実習の体制整備が必要とするなら、十分な理論武装と根拠を示す必要がある。
- (エ) 参加型臨床実習の実施のために現状の施設・設備や人員が追い付いていないのであれば、それを改善する努力を早急にすべきである。

#### ウ 国公立協

- (ア) CBTやOSCEの実現性については、現在内部に調査会議を設けて調査・検討を行っている。これらについての議論は、調査会議の結論を待ってからとしたい。
- (イ) 調査会議の検討においては、当初は実現不可能との意見が大勢であったが、医・歯・薬学で積み上げられてきたノウハウをもとに、獣医学分野なりのやり方を見つけられそうな状況である。検討の結果は3月に開催される全国大学獣医学関係代表者協議会において中間的な取りまとめとして報告したい。
- (ウ) 共用試験におけるCBTの実施について補足すると、薬学分野での導入時は費用が1億5千万円ほどかかったとのことだが、その後、看護師・理学療法士などの分野でもCBT導入の動きがあるなど、時代とともにシステムが一般化し、価格も下がっている。例えば理学療法士の場合は、500万円程度であったと聞く。これならば獣医学分野でも導入に向けて現実味が出てくると思われる。

#### エ 日獣

- (ア) 現在の大学における獣医学教育は、教員数が絶対的に不足している。例えば外科での実習期間は実質1年半しかないが、教員は2人のみである。加えて施設も不足する中で十分な実習は不可能である。獣医学教育は実学教育と考えているが、卒業までに一度も血管確保さえしたことがない学生がいるのが現状である。
- (イ) 従って、現状の大学の施設・設備や人員のまま参加型臨床実習や共用試験

を実施することは難しいと言わざるを得ない。その改善のためにはやはり国による予算化が必要である。当面は各大学が独自に参加型臨床実習に当たっての学生の資質を認定し、可能なところから参加型臨床実習を始めていく仕組みを設けることも検討してはどうか。

- (ウ) もちろん、獣医行為を認める上での条件としての共用試験実施について考え方そのものには賛成である。実現できれば素晴らしい。現状の体制のままで法の阻却事由をいくら検討したところで、獣医療訴訟の判例を見る限り裁判では負けると思われる。いずれ実施することが求められるのであれば、いつまでにやるかをはじめに明確にすべきである。喫緊の課題であるとするならば、実行することを念頭に目標を定め、人員や資金の確保を進めなければならない。農林水産省による予算化を望む。

#### オ 日獣

- (ア) 現状では理想と現実のギャップが大きいと言わざるを得ない。現在の体制の中で参加型臨床実習を実施するとすれば、一つの形として卒後臨床研修に近いものになるのではないか。首都圏では獣医学系大学の数も多く、比較的実習環境に恵まれているが、地方においてはなかなか難しい。この地域間格差の問題も解決すべき課題である。小動物診療施設開業者として新卒の獣医師を雇用する立場からすれば、獣医師のライセンスを持っている限り、現場における最低限の臨床能力は欲しい。
- (イ) 参加型臨床実習の実施による実質的な受益者は国民でなければならない。このことを忘れずに、国としても相応の支援をいただきたい。
- (ウ) 国、大学、学生、獣医師会、動物診療施設それぞれが連携して国民の利益の増進のために努力することが必要である。その方法論として、可能なところから段階的に進めていくことも検討してはどうか。
- (エ) 大学で学ぶ獣医学生の質は高い。何かひとつ形を作ればそれを十二分に生かす能力はある。まずは大学で出来る事と出来ない事に分けた上で関東圏とそれ以外の地域による格差が大きくなるしない仕組み作りを我々が早急に進めていくべき。

#### カ 私学協

- (ア) 先ほど農林水産省から、参加型臨床実習の実施に当たり、条件をクリアする限り獣医師法上の違法性はない旨説明されたが、この資料は公表して差し支えないのか。
- (イ) 同資料について、最後のパラグラフを読む限り、各大学がしかるべき有識者による検討を行って個別具体的に判断する限り、現状のままでも違法性なく臨床実習を行えると解釈できるがどうか。
- (ウ) 実際に臨床実習を進めるに当たり、コア・カリキュラムを踏まえた臨床実習の中身を考えたとき、小動物診療分野は大学内の動物診療施設における研修が可能であろうが、産業動物分野は大学内での十分な実習は困難であり、公衆衛生等の公務員分野は大学内での対応は不可能である。これらの分野については、現在も取り組みが進んでいるインターンシップの活用を踏まえた検討も必要である。
- (エ) 適法性の解決、リスク管理と責任の保障等については、農林水産省におけるワー

キンググループや文部科学省におけるコア・カリキュラムの検討の中でも議論されているが、行為の範囲とランク付け、行為の実施場所といった内容には現時点では踏み込まれていない。検討すべきである。

(オ) 最近の学生の資質が高いことは確かである。むしろ指導する教員や施設の資質が問われているのではないか。

#### キ 農林水産省

(ア) 「受益者が国民である」ということがこの問題の大切なポイントである。その観点から、国民に不利益が生じないよう万全の準備を進めていきたい。

(イ) 基本的な考え方は先ほど示した資料のとおりであり、この内容は公表して差し支えない。一方、実際の運用において勝手な解釈が独り歩きすることのないように、獣医事審議会計画部会ワーキンググループでの検討を早急に進め、関係者に理解されやすい形で統一的に内容を示したい。

(ウ) 予算措置等の費用負担の問題は持ち帰って検討したいが、医・歯・薬学分野では学生負担となっていることも留意したい。

(2) 続いて、事故発生時等における責任の所在について、以下の意見交換が行われた。

#### ア 日獣

(ア) 参加型臨床実習の場において、例えば、学生に気管挿管させたところ失敗して動物が死亡したというケース等、獣医師がその手技の全てを目視監督できないケースがありうる。この場合、責任の所在として誰が当事者となるのかが現状では不明確である。

#### イ 全獣協

(ア) 万一診療事故が発生し、訴訟があった場合に、学生と指導獣医師は同等の責任を負うことになるのか

(イ) いわゆる社会通念に合った、「相当な目的・手段・方法」、これをどう担保するかが基本。そう考えると、農林水産省から提供された資料の文言について、「その目的・手段・方法が社会通念から見て相当」であれば、あえて、「獣医師が行う獣医療行為と同程度の安全性が確保される範囲内」の文言は不要ではないか。仮に訴訟となった場合、条件が不利になる恐れがある。

#### ウ 農林水産省

(ア) 「獣医師が行う獣医療行為と同程度の安全性が確保される範囲内」の文言については、あくまで国民の立場として安全の確保を明確にするために入れたものである。医師の分野でも同様の表現となっている。

(イ) 責任が及ぶ範囲や参加型臨床実習の対象となる手技等については、個別具体的に検討すべきものとする。

(ウ) この問題については個別に検討すべきことはあるが、今回の検討は参加型臨床実習を止めようとする方向の議論ではない。実施に向けてどのように条件整備を行っ

ていくかという観点で我々も検討を進めたい。獣医事審議会計画部会ワーキンググループでの検討に期待している。

#### エ 農林水産省

(ア) 学生側に責任が発生する場合として、民法上の注意義務違反があった場合（本来注意すべきことを学生が怠っていた場合）が考えられる。この場合には当事者の学生にも責任が発生することがあると考える。

#### オ 私学協

(ア) 事故を防ぐためのガイドラインを作ることが大切であり、現状でも各大学独自に何らかの対応をしているのではないかと。  
(イ) 獣医学教育の現状を考えると、臨床実習を担当できる教員が不足しているので全国的に補充できる対策が必要である。学生に十分に学内でトレーニングを積むことで、リスクは低減できる。

#### カ 日獣

(ア) 個人的には、学生も教員も施設（大学）も相応の責任はとらなければいけないと考えている。それぞれの立場の者が覚悟を持って、万一何かあったときには全員で責任を取ることができる体制づくりが大切。

#### キ 日獣

(ア) 大切なことは、獣医療の質保証による利益が受益者である国民に行き届くこと。昨日までの学生も、国家試験に合格して免許が交付された時点で社会も国民も一人前の獣医師として認めている。さらには、大学卒業後も獣医師は常に知識や技術の向上のために卒後臨床研修の努力を続けているはずだという性善説に基づいているのが実情。現実には、学生時代に何ら臨床の技術を身につけないままに卒後の努力も怠っている獣医師がおり、獣医療全体の信頼を損ねている。  
(イ) 事故の危険性については、学生が行うことのできる手技をよく検討する必要があるが、臨床実習の具体的な内容として血管造影などまでは必要ない。診療の現場に立ち、雰囲気味わうだけでも飼育者とのコミュニケーションの取り方や動物への愛着は大きく育つ。飼育者が何を求めているかを学生に実感させることも参加型臨床実習の大きな役割である。また、動物の扱いに不慣れな学生が、経験不足から怪我をする可能性も考慮すべきである。

(3) 臨床系教員の確保に係り、以下の意見交換が行われた。

#### ア 私学協

(ア) 先ずは全ての 16 大学による総合評価を実施すべきであるが、現状の獣医学教育環境で最も欠けている部分は教員の数と資質の問題である。  
(イ) 獣医師の人材バンクを構築して、人材の確保と教育を進めるべきである。人の医療分野のように、臨床系の教員を育成する体制を作らなければいけない。

## イ 日獣学会

- (ア) 参加型臨床実習の導入で最も負担増となるのは臨床の教員である。このことから、臨床系の教員が中心となって、自らの問題として参加型臨床実習について範囲等の細部を検討する場が設けられるべきである。
- (イ) 臨床教員による検討の場としては、日本獣医学会の分科会の中で行うことを考えてもよい。

## ウ 私学協

- (ア) 大学が臨床教員の確保に苦慮する一因として、基礎系分野と臨床系分野を論文数等の同一の基準で評価する大学が多いので、その解決も必要である。

## エ 国公立協

- (ア) 教員数は科目数と係るが、最終的にはコア・カリキュラムに反映させなければ一定の強制力は持てない。

## (4) そのほか、以下の意見交換が行われた。

- ア 全獣協から、「参加型臨床実習の範囲について、獣医事審議会計画部会のワーキンググループではどのように考えているのか」と質問され、農林水産省から、「詳細については今後検討することとして範囲を絞ってはいない。家畜に危害を及ぼす恐れがあるかないか、という観点で検討を進めるならば、公衆衛生分野はその対象とならないと考えられる。」と回答された。

- イ 日獣から、「臨床実習で学生が行う獣医療行為が「業務」に当たることはないのか」と質問された。このことに関連して、大森専務理事から、「その行為の代償としての対価性は「業」とは無関係で「業」とは反復・継続性とその意志を込めて行う場合ということで解釈されている。肝心なのは、行為の適法性を確保するために、担保の程度をどの程度にするかということが今後の検討課題であろう」と発言された。

- ウ 出席者から、①学生が行う臨床実習の範囲をどうするか、②産業動物診療分野の実習の在り方をどうするか、③公衆衛生分野は参加型臨床実習に含めないのか、又は選択コースのような形とするのか、④今後参加型臨床実習が開業のためのライセンスのような役割になっていくのか、といった個別の検討課題が提起され、これらについては今後の議論の中で関係者による十分な検討が必要とされた。

- (5) 日獣から、「本日提示した論点等のいわば総論に当たる、参加型臨床実習を行う要件として資料に示された①適法性の確保（違法性の阻却事由の確認）と、②リスク管理と結果責任の担保に係る次の事項については、本日出席された関係者全員の了解が得られたものと考えてよいか。」と提案され、各関係者特に異議なく了解された。

## VI まとめ

- 1 日獣から、総論については共通認識が得られたものの、細部については検討すべき課題が残った。いずれにせよ、参加型臨床実習を導入するという前提に立ち、今後、本日了解いただいた総論の論点をベースに関係者が次のような理解に立って更に細部の検討を進めることとされた。

### 「参加型臨床実習」導入に当たっての要点

- 1 獣医学臨床教育において「参加型臨床実習」を早期に導入することを前提に、獣医臨床教育における位置づけ及び現行法令との関係との明確化を図った上で、その導入に当たっての条件整備を検討する。
- 2 検討に当たっては、本日開催の懇談会における次の論点整理の原則を踏まえたものとする。
  - (1) 適法性の確保について
    - ア 目的の正当性：大学の獣医師養成課程における獣医学臨床の実地の実習を目的とする場合に限るとすること。
    - イ 行為の相当性：次の要件を満たすものに限るとすること。
      - (ア) 獣医師資格者の監督下における一定範囲の行為に限るとすること。
      - (イ) 参加学生の資質の事前の評価と確認を行う。
      - (ウ) 相手側の事前の同意を得る。
  - (2) リスク管理と結果責任の担保について
    - ア 全国統一した原則の下で実施する。
    - イ 損害等の発生時の責任の所在を明確化した上で、保険等により関係者のリスク回避措置を伴うものとする。
- 3 現状の各大学における取り組みの追認や大学への丸投げ（責任転嫁）によるものとはしないこと。
- 4 前記1の条件整備の水準の検討に当たっては、獣医学教育の現状、これを取り巻く環境を視野に現実的対処が可能な範囲とすること。

なお、今後、臨床系の先生方の意見も伺う機会をもつこと。今後の予定としては、本日の懇談会での議論の結果を3月下旬の全獣協の総会において報告することとしたい。計画部会のWGにおいてもさらに議論を進め、本日の懇談会の関係者の検討の経過を反映していただくことを期待するとされた。

2 日獣から次のとおり閉会の挨拶がなされ、懇談会が終了した。

- (1) 大切なのは、関係者がみな責任の一端を担うのだという覚悟を持って検討を進めることである。本日のような懇談会を再度開催してもかまわないので、まずは関係者が十分に意見交換し、共通理解を深めることが必要である。
- (2) 本日は各団体の代表者に参集いただき、闊達な議論をいただいた事に感謝する。臨床獣医師を育てるために最も必要なことは、臨床の現場を経験させることである。参加型臨床実習の早期実現を希望している。